

< 22年度 > 【出題の趣旨】〔第2問〕

設問1は、 α プログラムについてAが有する権利に関して論じた上で、AがBに対して、いかなる権利の侵害に基づいて、どのような請求をすることができるかについて論述させるものである。Aが有する権利に関しては、職務著作の成否（著作権法第15条第2項）及び著作権法第61条第2項の推定について検討する必要がある。前者については、対象となる著作物がプログラムの著作物であって、著作権法第15条第1項ではなく、同条第2項が適用されるため、本件契約においてAが開発するプログラムにその著作者名としてBを表示する旨が定められていることがAの職務著作の成立にとって問題とならないことに注意しなければならない。

後者については、裁判例では、著作権を譲渡する契約においてすべての著作権を譲渡する旨が定められているだけでは、著作権法第61条第2項の「特掲」があったとは解されていないのであり、そのため、本件契約において「Aが開発するプログラムについてのすべての著作権をBが有」する旨が定められていることから、直ちに同項の推定が否定されることにならないことに注意しなければならない。また、Bによって侵害されるAの権利としては、同一性保持権（著作権法第20条）等の著作者人格権、並びに、上記推定が覆滅しない場合に、翻案権（同法第27条）及び二次的著作物の利用に関する原作者の権利（同法第28条）が問題となろう。

設問2は、 β プログラムを組み込んだ β 製品を新製品の開発のために使用するFに対して、Aが差止請求をするために行うべき主張について論じさせるものである。Fの行為については、著作権法第113条第2項の適用が問題となり得るのであるから、その要件に関して本問の事実関係に即して的確に記述することが求められる。

設問3は、プログラムの著作物についての貸与権（著作権法第26条の3）の及ぶ範囲を問うものである。工業製品の貸与行為に対して、当該製品に組み込まれたプログラムの著作物についての貸与権が常に及ぶとすることは円滑な流通を阻害するおそれがあることを踏まえて、Bが、 α プログラムを組み込んだ α 製品の賃貸業を営むDに対して、 α プログラムについての貸与権の侵害を主張することができるかどうかについて論述することが求められる。